

○經濟産業省告示第九十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当を受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月十二日

經濟産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

改　正　前

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸
---	---

入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

#### 157 (略)

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項

入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

#### 157 (略)

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項

の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) (7) (略)

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、「一の表の書」に基づ

の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) (7) (略)

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産

---

き二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものであつてその確認を受けていないものを除く。)については、平成十四年十一月五日にインター・ラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書(当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。)

(9)  
・  
(10) (略)

---

地又は船積地域とするもの、一の表の第1に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものであつてその確認を受けていないものを除く。)については、平成十四年十一月五日にインター・ラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書(当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。)

(9)  
・  
(10) (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。